



# 宮 崎 県 公 報

平成25年 8 月12日 (月曜日) 第 2513 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

	頁
告 示	
○土地収用法に基づく土地の立入り通知…………… (用地対策課) 1	○廃川敷地等の公示…………… (河川課) 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 475号

土地収用法 (昭和26年法律第 219号) 第11条第 1 項ただし書の規定により、土地立入りについて、次のとおり通知があった。

平成25年 8 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
日南防災 (北区間) 新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
日南市大字伊比井字永迫2974- 2、2974- 3、2974- 4、2974- 5、2974- 6、2974-13、2974-15、字浜田3025、3025-ロ、3037、3038、3042、3045、3056、3057、3063、3065、3073、3080、3085- 1、3086、3087、字堀田3806- 1、3816、3817、3818、3830、字新道3088- 1、3089- 1、3102- 2、3109- 1、3112- 2、3112- 3、3112- 4、3112- 5、字穴之迫3835、3836、字鶯巢3942、3945-乙
- 4 立ち入ろうとする期間  
平成25年 8 月19日から平成25年 9 月20日まで

### 宮崎県告示第 476号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 河川の名称  
一級河川大淀川水系新別府川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成25年 8 月12日
- 3 廃川敷地等の位置  
宮崎市花ヶ島五反竿 742番 1 地先から  
宮崎市花ヶ島五反竿 744番 3 地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 944.39㎡